

添付法令資料 5 :

知的財産法を合一するベトナム国会事務局の合一文書 (目次)  
2019年6月25日付第07/VBHN-VPQH号合一文書

- 第1編 総則 (第1条ないし第12条)
- 第2編 著作権及び隣接権
  - 第1章 著作権及び隣接権の保護条件
    - 第1目 著作権の保護条件 (第13条ないし第15条)
    - 第2目 隣接権の保護条件 (第16条及び第17条)
  - 第2章 著作権及び隣接権保護の内容及び権利の限界並びに期限
    - 第1目 著作権保護の内容及び権利の限界並びに期限 (第18条ないし第28条)
    - 第2目 隣接権保護の内容及び権利の限界並びに期限 (第29条ないし第35条)
  - 第3章 著作権及び隣接権の所有者 (第36条ないし第44条)
  - 第4章 著作権及び隣接権の移転
    - 第1目 著作権及び隣接権の譲渡 (第45条及び第46条)
    - 第2目 著作権及び隣接権の利用の許諾 (第47条及び第48条)
  - 第5章 著作権及び隣接権の登録証明 (第49条ないし第55条)
  - 第6章 著作権及び隣接権の代理、助言及びサービスの組織 (第56条及び第57条)
- 第3編 工業所有権
  - 第7章 工業所有権の保護条件
    - 第1目 発明に対する保護条件 (第58条ないし第62条)
    - 第2目 工業意匠に対する保護条件 (第63条ないし第67条)
    - 第3目 回路配置に対する保護条件 (第68条ないし第71条)
    - 第4目 商標に対する保護条件 (第72条ないし第75条)
    - 第5目 商号に対する保護条件 (第76条ないし第78条)
    - 第6目 地理的表示に対する保護条件 (第79条ないし第83条)
    - 第7目 営業秘密に対する保護条件 (第84条及び第85条)
  - 第8章 発明、工業意匠、回路配置、商標及び地理的表示に対する工業所有権の確立
    - 第1目 発明、工業意匠、回路配置、商標及び地理的表示の登録 (第86条ないし第99条)
    - 第2目 工業所有登録出願書 (第100条ないし第107条)
    - 第3目 工業所有登録出願書の処理及び保護証書発行の手続き (第108条ないし第119条)
    - 第4目 国際出願書及び国際申請並びに国際出願書及び国際申請の処理 (第120条及び第120a条)
  - 第9章 工業所有権の所有者、内容及び限界

- 第 1 目 工業所有権の所有者及び内容 (第 121 条ないし第 131 条)
- 第 2 目 工業所有権の限界 (第 132 条ないし第 137 条)
- 第 10 章 工業所有権の移転
  - 第 1 目 工業所有権の譲渡 (第 138 条ないし第 140 条)
  - 第 2 目 工業所有対象の実施許諾 (第 141 条ないし第 144 条)
  - 第 3 目 発明に対する実施権の移転強制 (第 145 条ないし第 147 条)
  - 第 4 目 工業所有権の移転契約の登録 (第 148 条ないし第 150 条)
- 第 11 章 工業所有の代理 (第 151 条ないし第 156 条)
- 第 4 編 植物の品種に対する権利
- 第 12 章 植物の品種に対する権利の保護条件 (第 157 条ないし第 163 条)
- 第 13 章 植物の品種に対する権利の確立
  - 第 1 目 植物の品種に対する権利の確立 (第 164 条ないし第 173 条)
  - 第 2 目 保護登録の出願書及び出願書処理手続 (第 174 条ないし第 184 条)
- 第 14 章 植物の品種に対する権利の内容及び限界
  - 第 1 目 植物の品種に対する権利の内容 (第 185 条ないし第 189 条)
  - 第 2 目 植物の品種に対する権利の限界 (第 190 条及び第 191 条)
- 第 15 章 植物の品種に対する権利の移転 (第 192 条ないし第 197 条)
- 第 5 編 知的財産権の保護
- 第 16 章 知的財産権の保護に関する通則 (第 198 条ないし第 201 条)
- 第 17 章 民事措置による知的財産権の侵害処理 (第 202 条ないし第 210 条)
- 第 18 章 行政及び刑事措置による知的財産権の侵害処理並びに知的財産に関連する輸出入商品の検査
  - 第 1 目 行政及び刑事措置による知的財産権の侵害処理 (第 211 条ないし第 215 条)
  - 第 2 目 知的財産権に関連する輸出入商品の検査 (第 216 条ないし第 219 条)
- 第 6 編 施行条項 (第 220 条ないし第 222 条)